

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当日が休日のときは、その翌日)

## 目 次

◇ 告 示 新たに生じた土地の確認(市町村振興課)

字の区域の新設等( )

字の区域の変更(三件)( )

土地改良法による換地処分(二件)(農村整備課)

土地区画整理法による換地処分(都市計画課)

◇ 公 告 平成七年度鳥取県職員採用試験(大学卒業程度)の実施(人事委員会)

総務課)

◇ 雑 報 第二種大規模小売店舗についての意見の聴取(中小企業課)

## 告 示

### 鳥取県告示第二百四十号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九条の五第一項の規定に基づき、中山町長から同町の区域内に次のとおり新たに生じた土地を確認した旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成七年三月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

新たに生じた土地の位置(平成六年十二月十六日現在の地番による。)

新たに生じた土地の面積

中山町御崎字濱五九一の地先

九一九・五七平方メートル

### 鳥取県告示第二百四十一号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、米子市長から次のとおり字の区域を新たに画し、及び変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の新設及び変更は、土地区画整理法(昭和二十九年法律百十九号)第百三条第四項後段の規定による米子市車尾宮ノ前土地区画整理事業施行地区の宅地の換地処分の公告があった日の翌日からその効力を生ずる。

平成七年三月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

新たに画する字の名称 同上の区域(平成六年十月一日現在の地番による。)

車尾字宮ノ前 車尾字倉敷二二六五の一、二二六五の二、二二六六、二二六七及びこれらと一体をなす国有地の一部

<p>区域を変更する 字の名称</p>	<p>車尾字浜中砂の下 一八四の三、一八五の一、一八五の二、一八五の四から一八五の六まで、一八六から一九〇まで、一九一の一、一九一の四、一九一の一〇及びこれらと一体をなす国有地の一部 車尾字北宮ノ前 一九七の一、一九七の四、一九八から二〇一まで、二〇二の一、二〇二の二、二〇二の三、二〇三、二〇四の一、二〇四の二、二〇五、二〇六の一、二〇六の二、二〇七、二〇七の二、二〇八、二〇九の一、二〇九の二、二一〇の一から二一〇の三まで、二一一から二一一まで、二一二の一、二一二の二、二二三、二三四の一から二三四の四まで、二三五の一、二三五の二、二五六の一、二五六の二、二二七及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに二九四の一、二九四の三、二九四の六と一体をなす国有地の一部 車尾字東宮ノ前 一三六の一、一三六の四、一三七の一四及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに一三七の八、一三七の一〇と一体をなす国有地の一部 車尾字西古川尻 一三六九の一、一三六九の二、一三六九の七、一三七〇の一、一三七一、一三七二、一三七三の一、一三七四、一三七五の二、一三七五の九及びこれらと一体をなす国有地の一部</p>
<p>車尾字倉敷</p>	<p>同上の区域（平成六年十月一日現在の地番による。） 車尾字倉敷のうち一二六五の一、一二六五の二、一二六六、一二六七及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>車尾字浜中砂ノ下</p>	<p>車尾字浜中砂ノ下のうち一二八一の一、一二八二の一、一二八四の二、一二八四の三、一二八五の一、一二八五の二、一二八五の四から一二八五の六まで、一二八六から一九〇まで、一九一の一、一九一の四、一九一の一〇及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>車尾字北宮ノ前</p>	<p>車尾字北宮ノ前のうち一九七の一、一九七の四、一九八から二〇一まで、二〇二の一、二〇二の二、二〇二の三、二〇三、二〇四の一、二〇四の二、二〇五、二〇六の一、二〇六の二、二〇七の一、二〇七の二、二〇八、二〇九の一、</p>

<p>車尾字東宮ノ前</p>	<p>一三〇九の二、一三一〇の一から一三一〇の三まで、一三一一から一三二一まで、一三二二の一、一三二二の二、一三二三、一三二四の一から一三二四の四まで、一三二五の一、一三二五の二、一三二六の一、一三二六の二、一三二七及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに一九四の一、一九四の三、一九四の六と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>車尾字西古川尻</p>	<p>車尾字西古川尻のうち一三六九の一、一三六九の二、一三六九の七、一三七〇の一、一三七一、一三七二、一三七三の一、一三七四、一三七五の二、一三七五の九及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>車尾字橋中江</p>	<p>車尾字橋中江の全域 車尾字北宮ノ前一三二〇の一、一三二〇の二と一体をなす国有地の一部</p>
<p>区域を変更する 字の名称</p>	<p>同上の区域（平成六年十二月十六日現在の地番による。） 御崎字濱 御崎字濱の全域 御崎字濱五九一地先の公有水面埋立地</p>

鳥取県告示第二百四十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、中山町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

平成七年三月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

**鳥取県告示第二百四十三号**

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、日南町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による下粟谷地区の換地処分の公告があった日の翌日からその効力を生ずる。

平成七年三月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する字の名称	同上の区域（平成六年十月三日現在の地番による。）
折渡字坂原仙六屋敷	折渡字坂原仙六屋敷の全域 折渡字坂原山三六〇の九の一部、三六〇の二〇、三六〇の二二
折渡字坂原家ノ前	折渡字坂原家ノ前のうち三四五、三四六の一、三四六の二と一体をなす国有地の一部以外の区域
折渡字下坂原屋敷	折渡字坂原家ノ前三四六の二と一体をなす国有地の一部 折渡字下坂原屋敷のうち三五八の一と一体をなす国有地の一部以外の区域
折渡字坂原山	折渡字下坂原屋敷ノ下タ三六三の一の一部、三六三の二、三六四の一の一部、三六四の二、三六五の一の一部、三六五の二、三六六の二の一部、三六六の三の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに三七四の二と一体をなす国有地の一部
折渡字下坂原鐘床ノ下タ	折渡字坂原山のうち三六〇の九の一部、三六〇の二〇、三六〇の二二、三六二の一三、三六二の一四以外の区域
折渡字坂原家ノ前三四五、三四六の一、三四六の二と一体をなす国有地の一部	折渡字坂原家ノ前三四五、三四六の一、三四六の二と一体をなす国有地の一部

折渡字中粟谷山	折渡字下坂原屋敷三五八の一と一体をなす国有地の一部 折渡字坂原山三六二の一三、三六二の一四 折渡字下坂原鐘床ノ下タのうち三六三の一の一部、三六三の二、三六四の一の一部、三六四の二、三六五の一の一部、三六五の二、三六六の二の一部、三六六の三の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに三七四の二と一体をなす国有地の一部以外の区域
折渡字御番所	折渡字中粟谷山のうち三九五の二三の一部以外の区域
折渡字塔田尻	折渡字御番所のうち四三三の一と一体をなす国有地の一部以外の区域 折渡字塔田尻の全域 折渡字塔田四四八から四五〇まで、四六一、四六二の一部及びこれらと一体をなす国有地
折渡字塔田	折渡字中粟谷山三九五の二三の一部 折渡字塔田のうち四四八から四五〇まで、四六一、四六二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 折渡字塔田樋ヶ峠四七〇から四七二までの一部及びこれらと一体をなす国有地
折渡字塔田樋ヶ峠	折渡字塔田樋ヶ峠のうち四七〇から四七二までの一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

**鳥取県告示第二百四十四号**

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、日南町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による元折渡地区の換地処分の公告があった日の翌日からその効力を生ずる。

平成七年三月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する 字の名称	同上の区域（平成六年十月三日現在の地番による。）
折渡字新田	折渡字新田のうち一一七一から一一七三までの一部、一一七四の 一部、一一七四の二の一部、一一八一の一部及びこれらと一体をなす 国有地並びに一一七二、一一八一、一一八五と一体をなす国有地の一 部以外の区域
折渡字長通シ	折渡字長通シ一一八六の一部
折渡字大畑ケ下 モ	折渡字新田一一七一から一一七三までの一部、一一七四の二の一部、 一一七四の二の一部、一一八一の一部及びこれらと一体をなす国有地 並びに一一七二、一一八一、一一八五と一体をなす国有地の一部 折渡字長通シのうち一一八六から一一八八までの一部以外の区域
折渡字大畑	折渡字長通シ一一八六から一一八八までの一部 折渡字大畑ケ下モの全域 折渡字大畑一一九五の一部及びこれと一体をなす国有地 折渡字大畑のうち一一九五の一部及びこれと一体をなす国有地以外の 区域

**鳥取県告示第二百四十五号**

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、日南町が行う土地改良事業に係る下粟谷地区の換地処分をした旨の届出があったので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四

条第四項の規定により告示する。

平成七年三月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

**鳥取県告示第二百四十六号**

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、日南町が行う土地改良事業に係る元折渡地区の換地処分をした旨の届出があったので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成七年三月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

**鳥取県告示第二百四十七号**

土地区画整理法（昭和二十九年法律第九十九号）第三百三条第三項の規定に基づき、米子市車尾宮ノ前土地区画整理組合から米子市車尾宮ノ前土地区画整理事業施行地区の宅地について換地処分をした旨の届出があったので、同条第四項後段の規定により告示する。

平成七年三月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

公 告

職員の任用に関する規則（昭和27年12月鳥取県人事委員会規則第11号）第17条第1項の規定に基づき、採用試験について、次のとおり公告する。

平成7年3月24日

鳥取県人事委員長 加 藤 威

1 試験の名称

平成7年度鳥取県職員採用試験（大学卒業程度）

2 試験の区分及び採用予定者数

試験の区分	採用予定者数
土 木	3名
建 築	3名
農 業 土 木	5名
林 業	2名
電 気	1名

（注）採用予定者数については、今後の欠員等の状況により変更される場合がある。

3 対象となる職

知事の事務部に勤務する行政職給料表2級相当程度の職員の職

4 給与

職員の給与に関する条例（昭和26年2月鳥取県条例第3号）等の規定に基づき、経

歴その他を勘案の上決定する。

5 受験資格

受験資格は、次の表のとおりとする。ただし、日本の国籍を有しない者及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の規定により地方公務員となることができない者は、受験することができない。

試験の区分	受 験 資 格
土 木	昭和36年4月2日から昭和43年4月1日までに生まれた者
建 築	
農 業 土 木	
林 業	昭和36年4月2日から昭和43年4月1日までに生まれた者で、森林法（昭和26年法律第249号）第187条に規定する林業改良指導員の資格を有するもの
電 気	昭和36年4月2日から昭和43年4月1日までに生まれた者

6 第一次試験

(1) 試験種目

教養試験（多枝選択式）及び専門試験（多枝選択式）とし、各試験の出題分野は、別表のとおりとする。

(2) 試験の期日

平成7年4月23日（日）

(3) 試験の場所

都道府県会館	東京都千代田区平河町二丁目6-3
大阪桐杏学園	大阪市北区梅田一丁目1-3-1700
鳥取県立図書館	鳥取市高徳町101

7 第二次試験

- (1) 試験種目  
論文試験、適性検査、面接試験（個別面接）及び身体検査
- (2) 試験の期日  
平成7年5月14日（日）
- (3) 試験の場所  
鳥取県庁 鳥取市東町一丁目220
- 8 合格者の発表
- (1) 第一次試験合格者  
平成7年5月2日（火）（予定）鳥取県庁本庁舎（鳥取市東町一丁目220）及び第二庁舎（鳥取市東町一丁目271）の1階掲示板に掲示して発表する。  
なお、合格者には、書面で通知する。
- (2) 最終合格者  
平成7年5月22日（月）（予定）に鳥取県庁本庁舎及び第二庁舎の1階掲示板に掲示して発表する。  
なお、合格者には、書面で通知する。
- 9 採用の方法  
最終合格者は、鳥取県人事委員会が作成する採用候補者名簿に登載された後、任命権者からの提示請求に応じて成績順に提示され、その中から採用が決定される。  
なお、採用は、平成7年6月中旬の予定である。
- 10 受験手続
- (1) 受験申込書の交付  
受験申込書は、鳥取県人事委員会事務局、中部及び西部県税事務所、八頭及び日野地方農林振興局並びに東京及び大阪事務所において交付する。
- (2) 受験の申込み  
受験希望者は、所定の受験申込書1部に所要事項を記入の上押印し、鳥取県人事委員会事務局に提出すること。  
なお、申込みができる「試験の区分」は、一つに限る。

- (3) 受付期間及び受付時間
- ア 受付期間  
平成7年3月27日（月）から同年4月14日（金）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）  
なお、郵送による申込みは、平成7年4月14日（金）までの消印のあるものに限って受け付ける。
- イ 受付時間  
8時30分から17時まで
- 11 その他
- (1) 受験手続その他受験に関する問い合わせは、鳥取県人事委員会事務局（鳥取市東町一丁目271 電話0857-26-7553）に行うこと。
- (2) 受験申込書の請求、受験に関する問い合わせ等郵便によって行う場合には、80円切手をはった、あて先明記の返信用封筒を必ず同封すること。
- (3) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので、参照すること。

別表

教養試験出題分野一覧表

試験の区分	問題形式	出題分野
全区分	多枝選択式	社会科学、人文科学、自然科学、文章理解、判断推理、数的推理及び資料解釈

専門試験出題分野一覧表

試験の区分	問題形式	出題分野
土木	多枝選択式	数学・物理、応用力学、水理学、土質工学、測量、材料・施工、都市計画、土木計画

建築	多枝選択式	数学・物理、材料学、構造力学、環境原論、建築史、建築構造、建築計画、都市計画、建築設備、建築施工
農 業 土 木	多枝選択式	数学、応用力学、水理学、測量、土壌物理、農業水利、土地改良、農地造成、農業造構、材料・施工、農業機械、農学一般
林 業	多枝選択式	林業政策、林業経営学、造林学、林業工学、林産一般、砂防工学
電 気	多枝選択式	数学・物理、電磁気学、電気回路、電気計測・制御、電気材料、電子工学、電力工学、通信工学

雑 報

大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（昭和48年法律第109号）第7条第2項の規定により、次の第二種大規模小売店舗に係る届出事項について申出をしようとする者は、その意見を、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律施行規則（昭和49年通商産業省令第17号）第9条に定めるところにより、平成7年4月7日までに鳥取県商工労働部中小企業課に提出してください。

平成7年3月24日

鳥取県大規模小売店舗審議会会長 田 中 蓬 篤

○ 法第6条第2項の届出に係るもの

- 1 届出者の名称  
有限会社ツイン・ガリバー
- 2 第二種大規模小売店舗の名称及び所在地

- ツイン・ガリバー  
鳥取市岩吉255-3
- 3 現在の店舗面積  
489㎡
  - 4 増加しようとする店舗面積  
1,199㎡
  - 5 店舗面積を増加する日  
平成7年10月7日